

暴風等で警報が発令されたときの登下校について

見出しのことに、愛知県教育委員会より、**暴風警報**発令時の登下校については、**暴風警報**と同様に扱うよう通知がありましたので、お知らせします。まとめますと、下記ようになります。

1 児童が登校する以前に、愛知県西三河南部地方に暴風警報又は暴風重警報が発令された場合

- ・ 始業時刻2時間前（午前6時20分）までに警報が解除された場合は、平常通りの授業とします。（登校時刻は平常と同じ）
- ・ 始業時刻2時間前（午前6時20分）より午前11時までには警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから当日の授業をはじめます。（道路、橋の破壊などで登校が危険な場合は、解除後でも登校には及びません。）
- ・ 午前11時を過ぎた後、警報が解除されるか、引き続き解除されない場合は、当日の授業を中止します。（臨時休業）

2 児童の登校後に、愛知県西三河南部地方に暴風警報又は暴風重警報が発令された場合

- ・ 町教育委員会の指示及び状況判断により、全児童を安全に帰宅させ得ると認められた場合は、当日の授業を中止して速やかに通学団担当者引率によって下校させます。
- ・ 帰宅困難と認められた時や危険が予想される場合は、危険が去るまで校内の最も安全な場所に集めて、職員付き添いのもとで待機させます。（状況に応じては、保護者の方々の応援を依頼することがあります。よろしくお願いします。）

3 暴風以外の各種警報（大雨警報、洪水警報等）が発令された場合

- 状況により、町教育委員会の指示、校長の判断により、その都度、安全を配慮して登下校の指示をします。（暴風警報のような明確な定めはありません。）
- ・ 登校前の指示は、児童連絡網で行います。
 - ・ 下校に際しては、職員が通学路等の安全を確認した後、下校させます。

